

のれんごうさが

「働くことを軸とする安心社会ーまもる・つなぐ・創り出すー」の実現に向けて

RENGO SAGA

発 行 日本労働組合総連合会・佐賀県連合会

T840-0804

佐賀市神野東4-7-3 TEL0952-33-3705 FAX0952-33-2805 🚾 0120-154-052

れんごうさが機関紙は奇数月に発行しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、連合佐 賀の活動が軒並み中止となったため、5月・7月号が発行できませんでした。そのため、今号は3月 から8月の間で活動できたものを集約しております。

佐賀県および佐賀労働局ならび経営者5団体への要請行動

連合佐賀は3月12日(木)・13日(金)、2020春季生活闘争の取り組みの一環として、佐賀県・佐賀労働局・経営者 5団体に対し、要請行動を実施しました。

また、「新型コロナウイルス感染症対策における小中学校等の臨時休校などに関する緊急要請書 | を県および労働 局に対し提出しました。

1. 佐賀県への要請概要

[要請項目]

①産業政策と雇用創出の一体的推進、②働き方改革によるWLBの実現、③公契約条 例の制定、④医療と介護サービスの提供と人材確保、⑤子ども・子育て支援の着実な実 施と保育職場の環境改善、⑥教育の機会均等の保障とこどもの貧困対策、⑦公共サー ビスの水準確保と公務労働者の人員確保、臨時・非常勤職員の処遇改善



△澤田産業労働部長へ要請書手交

[県対応者]

産業労働部:澤田部長・産業人材課:鷲﨑課長・古賀副課長・喜屋武係長・園田係長(5名)

2. 佐賀労働局への要請概要

「要請項目]

①働き方改革関連法の周知徹底、②労働行政強化、③雇用における男女平等の推進、④監督体制の充実・強化、 ⑤外国人労働者受け入れの適正な実施

[労働局対応者]

菊池局長、富永総務部長、新納雇用環境・均等室長・古川係長、高橋労働基準部長、松村職業安定部長(6名)

<佐賀県·労働局 意見交換内容>

連合佐賀が求める「新型コロナウイルス感染症対策」における小中学校等の臨時休校などに関する緊急要請に基づき、 佐賀県および厚生労働省による対応・対策などの説明を受け、行政ならびに労働局と連合佐賀が連携して取り組めること。

3. 経営者5団体への要請概要

[要請項目]

①賃金引上げ、②最低賃金、③男女平等の推進、④育児や介護と仕事の両立にむけた環境整備、⑤働き方改革を踏 まえたワークルールの取り組み、⑥公契約対策、⑦労使交渉の促進、⑧その他(災害支援、コロナウイルス、取引の適正化)



△佐賀労働局への要請行動(菊池局長より挨拶)



△佐賀県中小企業団体中央会と意見交換

4. 水道事業団(東部・西佐賀・西部広域)への「持続可能な水道」の実現に向けた要請

13日には3水道事業団に対する要請行動を実施しました。なお、10市10町に対しても各地協が要請行動に取り組み ました。

佐賀新聞 (2020.03.13)

回は急きょウイルス対策の 者団体に要請している。 改善の取り組みを県や経営 で毎年この時期に労働条件 に努めるよう要請した。 連合佐賀は、 春闘の一貫 4

理するよう強制されたケー

スもあったという。

要請書では環境の変化で

よう言われ、

有給休暇で処

深刻な影響が浮き彫りにな

ったという。会社から休む

の声が寄せられ、

観光業の

た電話相談には1千件以上

局などに、新型コロナウイ 連合佐賀(井手雅彦会長) 佐賀県や佐賀労働

ける中小企業や労働者に向

けて適切な支援や情報提供

ルスの感染拡大で影響を受 意見交換に切り替えた。 ために行政と労使が連携 て取り組めることに関する 連合が3月上旬に実施

連合佐賀、県に対策要請 適切な支援や情報提供を



新型コロナウイルスの対策について意見交換した 連合佐賀の井手会長(左手前)と佐賀県産業労働 部の澤田部長 =県庁

(右手前) 部長は

や緊急融資の拡大、 からの負担の押し付け防止 零細企業に対し ち込みに歯止めを掛けるべ もいかず資金繰り対策くら とができたが、 など需要喚起の手を打つこ は県内に観光に来てもらう 口の拡充などを求めた。 いしかできない。 業継続が困難になる中 県産業労働部の澤田斉司 と話した。 支援策の周知に努めた 「昨夏の佐賀豪雨で 今回はそう 親事業者 経済の落 相談窓

女性のための全国一斉集中労働相談ホットライン

~職場で悩むあなたを応援(サポート)します!~(新型コロナ関連の相談も受付)

連合佐賀は、例年6月に開催している「女性のための全国一斉集中労働相談ホットライン」を15日(月)・16日(火)2日 間、連合佐賀事務所にて実施しました。新型コロナの影響により女性委員会への要請は行わず、連合佐賀役員とアドバ イザー2名で対応しました。

- 〔実 績〕 15日(月)10時00分~19時00分 16日(火)10時00分~19時00分 4件
- 「内 1.健康診断を受けさせてもらえない。強く求めると1回だけ受けさせてもらった。労働時間管理もされておら ず未計算時間外を指摘するとその場で現金で支払われる。有休は土曜日のみ交代で月1回取るように言 われる。
 - 2.家庭の事情により夜勤はしない条件だったが、特別扱いは出来ないと言われた。
 - 3.パートで週3~4日、1日6時間働いていたが、4月からコロナの影響により週1日となり、収入が激減した。 休業補償について教えてほしい。

その他、パワハラ等の相談がありました。

佐賀労働局 雇用環境・均等室への要請行動

連合佐賀は、6月16日(火)、男女平等月間の取り組みの一つである佐賀労働局 雇用環境・均等室への要請行動を実施しました。雇用環境・均等室に対し「雇用における男女平等に関する要請書(①仕事と育児・介護、不妊治療が両立できる就業環境整備、②両立支援等助成金や介護サービス等の情報提供を含め、職場における相談窓口の設置、③ハラスメントについて、相談者に寄り添った相談対応と未然防止の就業環



境の整備、④ジェンダー・ハラスメント根絶への周知啓発、⑤労働局職員への様々なジェンダーに関する課題研修の 実施、⑥男性の育児休業取得促進をはじめとする両立支援を強化する周知、⑦一般事業主行動計画で男女賃金 差異などの状況把握・課題分析、計画策定・見直しを促すこと、の7項目)|を提出しました。

要請にあたっては相互の自己紹介の後、「要請書」を手交、要請事項に関して説明を行いました。

また、大田室長が久しぶりの男性室長として就任されたことから、女性委員会が取り組んでいる「男女平等月間(6月)フラワーアレンジdeアピール | 行動として作成したフラワーバスケットを贈呈しました。

意見交換では、要請事項への回答と労働局が取り組む法律に基づく各種助成・支援制度の活用推進とともに、 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金の新設や介護離職防止支援 コースの特例などを中心に意見交換を実施しました。

連合からは、女性活躍推進法に基づく行動計画推進や法律に基づく制度の利用状況などについて、職場現状の報告を行い中小・零細企業における理解が得られていない実態、コロナ禍が特に非正規労働者への影響が多く大きいことから、労働局による精力的な雇用維持支援と男女平等・参画の取り組み推進を求めました。

なお、男女平等に関わる課題は、「働き方改革」と密接な関係にあり、今年4月施行の同一労働同一賃金、6月のパワハラ防止を企業に義務付ける法律について、労使の議論と環境整備として取り組むことが重要との認識を共有化し、今後も連携しながら取り組んでいくことを確認し終了しました。

〈連合佐賀出席者〉

(男女平等参画推進委員会)草場委員長、原事務局長

(女性委員会)石隈委員長、城尾副委員長





「2021≈2022年度 佐賀県への政策 制度要求書」提出、県知事との意見交換

連合佐賀は8月4日(火)「2021~2022年度 佐賀県への政策・制度要求書」 提出、県知事との意見交換会を実施しました。

1. 要求書手交

産業人材課、園田係長の司会のもと開会し、意見交換会冒頭、井手会長から 山口知事へ「要求書」を手渡しました。



2. 県知事との意見交換会 (要旨)

意見交換にあたり井手会長は「佐賀県は国策絡みの難しい課題を抱え、それに追い打ちをかけるようにコロナと いう極めてやっかいな問題が生じている。感染拡大防止に向けた県をはじめ関係機関の努力に感謝する」と述べた 上で、「コロナ禍と経済の両立をはかりつつ、県民へメッセージを発し、進みゆく道を見出していく知事の適切な判断 を求める。加えて、感染者に対する誹謗中傷をなくす取り組みを強めてもらいたい。2021~2022年度要求について は、14分野26項目111事項と多岐に渡った要求を行っている。重点事項12分野19項目22事項については、来年度 の県政策制度となるよう反映していただきたい | と求めました。

山口知事からは「連合の皆さんには、県内働く者の立場で、経済面に対しても活動いただいていることに感謝申し 上げる。SAGAスポーツピラミッド(SSP)杯主催者として、高校生の思いに応えてきた。コロナ禍の中でも生きがいや りがいをどう県民が持って行くのか。苦しい中での対策をしっかり講じ、先が見えない現状においても連合と一緒に なって未来をつくって行きたい | との挨拶がなされました。

◆意見交換 (概要)

〈テーマ1〉withコロナにおける働く環境を守る支援に関して

連合より、「新しい生活様式 | のもと働く者、生活する者すべての生命と雇用、生活を守るための対策が不可欠であ り、働く者への所得補償や事業主への助成をさらに拡充していくなど、県民のくらしを支える対策を講じていくよう求 めました。また、医療・介護施設や学校等の感染予防対策へは県が支援すべきと、看護師等や教職員の現状を訴え 強く求めました。

知事より、コロナ対策はプロジェクトMとして、マンツーマンディフェンスで感染経路が把握できる状況をつくってい る。さらなる厳しい状況とならないよう取り組みたい。国の制度のはざまにあり支援を受けられない事業者にも、県独 自の支援を行っている。今後も見える支え合いを進めたい」と積極的に取り組む考えが示されました。

〈テーマ2〉夢ある若者を支え未来を育てる施策の充実に関して

連合より、アルバイトで得た収入を生活費に充てている学生が5割以上、コロナ禍を受けバイト収入が減少し、大学 生の内13人に1人が退学を検討している。との調査結果を示し、県の宝である子どもたちが、未来への希望を持ち、 不安なく勉学に打ち込むことができる環境整備を強く求めました。

知事より「県としては小中学校における生徒児童の精神発達への影響を強く意識した取り組みを行いたい。コロナ 禍で人と接しない教育を強いられている。知事としてしっかりメッセージを発するので、県民へも協力をお願いする」と の考えと要請がなされました。



△山□知事ほか佐賀県



△井手会長をはじめ連合佐賀四役全員

連合佐賀 第58回地方委員会開催(公示)

◆連合佐賀規約第24条に基づき「第58回地方委員会」を下記の通り開催いたします。

【開催日時】2020年10月17日(土)14時30分~16時30分(13時30分受付開始)

【開催場所】佐賀市 メートプラザ佐賀 多目的ホール

【提案事項】 <経過報告>

2020年度 一般活動経過報告・決算報告・会計監査報告

<議 案>

第1号議案 2021年度運動方針の補強に関する件

第2号議案 2020年度剰余金処分および2021年度一般会計予算に関する件

第3号議案 役員補選に関する件

第4号議案 表彰に関する件

※14時より連合佐賀結成30周年記念事業としてフードドライブを実施し、フードバンク 佐賀への贈呈式を行います。

お知らせ

連合佐賀地域協議会の総会日程

地域協議会名	総会名	日時	場所
東部地域協議会	第15回定期総会	2020年11月6日(金) 18時20分~	ホテルマリターレ創世
南部地域協議会	第11回定期総会	2020年11月14日(土) 15時30分~	武雄温泉ハイツ
北部地域協議会	第11回定期総会	2020年11月28日(土) 15時00分~	ホテル&リゾーツ佐賀唐津

※新型コロナウイルスの影響により変更となる可能性があります。

佐賀県地域別最低賃金が改定されます

佐賀県における地域別最低賃金 2020年10月2日から「時間額792円」になります。

県内には、佐賀県内で働くすべての労働者に適用される「**地域別最低賃金**」と、特定の産業に従事する労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金 があり、今回は「地域別最低賃金」が改定されますのでお知らせいたします。

県内の使用者は、最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。なお、臨時工・パートタイマー・アルバイトにも適用されます。

最低賃金の件名	時間額	効力発生日	
地域別最低賃金	792円	2020年10月2日(改定前 790円)	

ワークルール検定(初級)2020秋のご案内

ワークルール検定は、働くときに必要な法律や決まりを身につけられる検定制度です。

いま、職場の環境が変わり、働き方も多様になって、身近なところでいろいろな問題が起こっています。でも、ワークルールを知っていれば問題を未然に防止できたり、解決できたりすることもたくさんあります。

働く人にとっては、知識を身につけることによって自分や仲間を守ることができます。

会社にとっては、コンプライアンスの推進や人材の確保に役立ちます。だれもが安心して働き続けられる職場をつくる ために、この検定制度を大いに生かしてください。

【検定日時】2020年11月23日(月・祝日)

受付:10時15分~ 検定:11時00分~11時45分

【会 場】佐賀市「自治労会館 大会議室」

住所: 佐賀市駅前中央3丁目3-30

電話:0952-33-3345

【主 催】一般社団法人日本ワークルール検定協会

*連合佐賀が全面的に対応します。

【申込締切】2020年10月22日(木)

【受 検 料】2,900円(税込)

【定 員】30名(先着順)

※お申込みについては各産別事務局または連合佐賀へお問い合わせください。



編集後記

2020年度、連合佐賀ではコロナ禍の影響で春以降の行事が中止・延期となっています。

今でも、ソーシャルディスタンスを確保するなど人数制限などの制約の中で会議を開催している状況です。この「ソーシャルディスタンス」という用語は、インドで「穢 (けが) れから距離をとる」、「不可触民と距離をとる」という「ルール」として使われてきた歴史があり、不適切であり、「セーフディスタンス」であるべきだという訴えもあるそうです。

2020春闘は、コロナ禍の中ではありましたが、100人未満の中小組合が健闘した結果となりました。

(K)